

鳥取県国民健康保険運営方針の概要

1 基本的事項

① 策定の目的

平成 30 年度以降、県と市町村が一体となり保険者の事務を共通認識の下で実施するよう、県内統一的な国保運営方針を策定する。

② 策定の根拠規定

国民健康保険法第 82 条の 2

③ 対象期間

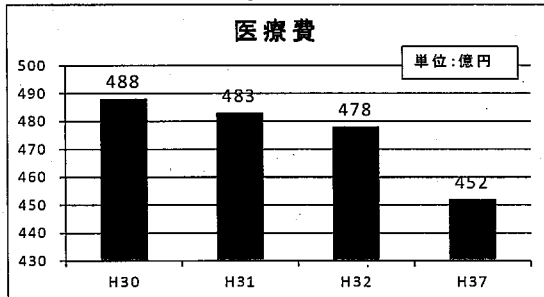
平成 30 年 4 月～平成 33 年 3 月 (3 か年)

④ 公表

策定後は、市町村等へ通知、県 HP へ掲載

2 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

① 医療費の動向等 国保加入者の減少とともに、医療費が減少傾向となる見込み



② 財政収支の改善

・県国保特別会計においては、市町村国保特別会計の事業運営の健全化、財政状況に留意しつつ、適正な納付金設定とバランスがとれた財政運営を行う必要がある。

③ 赤字解消・削減の取組・目標年次等

計画的に解消・削減すべき赤字の整理

- ・保険料負担緩和を図るため
 - ・任意給付に充てるため
 - ・過年度の累積赤字補てんのため 等
- ⇒決算補てんのための法定外一般会計繰入については、繰入の考え方を整理しながら、解消・削減に段階的に努める。

④ 財政安定化基金の運用

貸付…給付増や収納不足により財源不足となった場合に市町村・県に貸付。

交付…災害、地域経済の変動等の特別な事情により収納額が低下した場合に市町村に交付。

⑤ PDCA サイクルの確立

県・市町村国保事業の実施状況を定期的に把握、分析、評価・検証を行う。

3 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

① 保険料水準のあり方

- ・納付金の算定に当たっては、国が示すガイドラインに基づき、医療費水準や所得水準を反映させた市町村ごとの納付金を決定する。
- ・将来的な保険料の統一化については、市町村の意見を伺い、その合意事項を県国保運営協議会へ諮る。
- ・制度改正による被保険者の負担の激変を避けるために、激変緩和措置を実施する。
(適用期間：平成 35 年度まで)

② 納付金・標準保険料率の算定方法

- ・納付金制度は医療費等を全市町村で負担する仕組みであり、納付金等の算定方法は県の国保条例や国のガイドラインに示された算定方式を基本として算定する。

区分	内容
医療費水準(α)の設定	反映
所得水準(β)の設定	$\beta = 0.78$ で設定
納付金等の算定方法	資産割を除く 3 方式
標準的な収納率	直近 3 か年の平均収納率
応益部分の按分方法	均等割：平等割 = 70:30

※α・βは、実務的には毎年告示で示す。

4 保険料(税)の徴収の適正な実施

① 保険料(税)徴収の現状

- ・県内市町村の平均収納率は 93.2% (平成 28 年度) と上昇傾向にある。
- ・市町村ごとの収納率は、町村部が高く、市部は低い傾向にある。

② 収納対策

- ・収納率の向上を図るため、次表の保険者規模別の収納率と市町村の直近 3 か年の平均のいずれか高い率を毎年度の目標値とする。

年間平均一般被保険者数	収納率
5 千人未満	0.95
5 千人以上～3 万人未満	0.93
3 万人以上	0.91

- ※「広域化等支援方針」の収納率目標を準用
- ・収納率向上に積極的な好事例を紹介。
- ・収納対策研修会の実施、充実。等

5 保険給付の適正な実施

- ① 県による保険給付の点検、事後調整
市町村の二次点検後に以下の観点での県の保険給付、事後調整の実施を検討する。
 - ・広域的な観点での保険給付の点検
 - ・大規模不正請求事案への対応
- ② 療養費の支給の適正化
 - <海外療養費>
必要な情報提供
 - <レセプト点検の強化>
市町村点検員への研修充実、県点検指導員の派遣、助言等
 - <第三者求償の取組強化>
求償事務研修会の開催、広報の充実、医療機関等の関係機関への働きかけ等

6 医療に要する費用の適正化の取組

- ① 医療費適正化を推進する取組
 - 特定健康診査及び特定保健指導
広報や普及啓発の充実、先進事例の紹介
 - 医療費通知の実施
実施内容の県内統一と財政支援
 - 後発医薬品の普及促進
後発医薬品に係る差額通知の実施の奨励、出前講座等を通じた正しい理解の促進
 - 重複受診や頻回受診等に係る適正受診指導
先進事例の紹介、財政支援
 - 重複投薬への訪問指導等の適正投薬の推進
お薬手帳の普及啓発、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進 等

7 市町村が担う事務の効率化の推進

- ① 優先的に標準化を検討する項目
市町村の国保事務について、市町村の事務処理の効率化につながるなどの効果を踏まえ、実施時期等の優先順位を勘案し、必要な事務の標準化等を推進する。
<主な検討項目>
 - ・被保険者証の作成
 - ・資格管理事務
 - ・保険給付の支払事務
 - ・出産育児一時金に係る給付基準、申請書類
 - ・医療費通知の統一 等

8 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携

- ① 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携
 - 地域包括ケアの推進に向けた住まい、医療、介護、予防、生活支援の連携を推進。
 - ・国保部局としての参画
 - ・データを活用した保健事業の推進
 - ・ケア会議等を通じた必要な情報共有の仕組みづくり等

9 国民健康保険の健全な運営

- ①市町村・国保連合会との連携
 - ・国保を安定的かつ円滑に運営するため、市町村との連携会議で引き続き検討。
 - ・県も国保連合会に加入し、一層の連携を図る。
- ②国保運営方針の見直し
対象期間中でも必要と認められる場合、連携会議で検討、県国保運営協議会での審議を経る。
- ③各種計画との整合性
県保健医療計画、県健康増進計画、県介護保険事業支援計画等との整合性を図る。

参考

【県国保運営協議会】

県に国保運営協議会を設置して、国保運営方針の内容について審議・答申。

○委員

被保険者、保険医等、公益、被用者保険の代表 計 11 名

○設置

平成 29 年 3 月設置（これまで 5 回協議会を開催）